

令和 4 年 4 月 28 日

第 9 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和4年4月28日
午後1時30分～午後4時20分
場所 出水市役所本庁 1階多目的ホール

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	14番	田下 勉
3番	福本 悟	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	17番	外園 優
6番	井町 和夫	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	29番	吉田 直
22番	中谷 國三	30番	山口 廣喜
23番	澤田 みね子	31番	坂元 敦信
24番	三原 仁	32番	花田 初男
26番	内木場 義友		
28番	外 雅夫		

(2) 欠席委員

農業委員

1番 大城 勝司

農地利用最適化推進委員

21番 田中 智彰 25番 岩元 慎太郎 27番 武宮 豊

その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、荒木、大島

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第9回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は18人で定足数に達しております。
なお、1番委員から欠席届が提出されています。
推進委員につきましては、21番委員、25番委員、27番委員から欠席届が提出されています。
議事録署名委員を指名いたします。

14番委員と16番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号について総会資料により説明)

議長 5番委員調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。4月25日、8番委員、22番委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、申請番号第4-1項から第4-5項までを報告します。総会資料13ページから14ページに記載してあります。申請番号4-1、地積図は17ページ左側です。申請地は高川ダムから東へ約550mに位置し、地積図の斜線部の田んぼ及び畑になります。事務局から申請地の田は10年ほど前から譲受人が手入れをされていたと報告がありましたが、調査時もきれいに手入れされていました。地図にある斜線部の畑は、不耕作のようでした。畑の右の宅地〇〇〇〇番は昨年死亡した譲渡人の自宅です。

申請番号4-2、地積図は17ページ右側です。申請地は安原公民館から北東へ約200mに位置し、地積図の斜線部の畑です。調査時はユンボが申請地にあり、植木の抜根作業がされている様子でした。申請地は譲受人の農地の周辺なので一体利用に丁度良いと思いました。

申請番号4-3、地積図は18ページ左側です。申請地は櫛木の海洋公園プールから東へ約300mに位置し、地積図の斜線部の畑です。申請地の左斜め下の宅地は譲受人の自宅です。申請地は低い草が生えている程度で自宅からすぐの所にあるので、野菜の栽培に良い場所だと思います。

申請番号4-4、申請地は2筆あり地積図は18ページ右側と19ページ左側です。地積図18ページ右側の田は高尾野駅裏約50mの所にあり、調査時はジャガイモが植え付けてありました。地積図19ページ左側の田は高尾野駅裏約760mの所にある不耕作の田で膝下くらいまで草が生えていました。地積図からもわかるとおり申請地の周囲には田んぼがあり、その周りの田んぼはきれいに管理されていたので申請地も管理されれば周囲の田んぼのために

もいいと思いました。

申請番号4-5、地積図は19ページ右側です。斜線部の畑が今回の申請地で、左側に隣接する〇〇〇〇番の畑も今年の2月の総会で譲受人が取得した畑です。調査時には〇〇〇〇〇番にユンボが入り木の抜根作業の途中でした。申請地は草が低く生えており、一体利用に適當だと思いました。

以上、所有権移転第4-1から第4-5は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 8番委員、調査結果の報告をお願いします。

8番 8番です。調査日等については、先ほど報告がありましたので省略します。所有権移転第4-6から第4-9、賃借権設定、使用貸借権設定について報告いたします。ただいま、事務局から説明がありました第4-6項から4-101、4-201、4-202まで説明のとおり、確実に確認ができました。一言申すならば、荒れている土地にしましても、これから開墾する土地にしましても、その使用者、所有者の誠意が見られました。

以上、所有権移転、第4-6から第4-9及び賃借権設定第4-101並びに使用貸借権第4-201、202は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 なしということで、調査員の報告では所有権移転及び賃借権設定、使用貸借権設定については全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転及び賃借権設定、使用貸借権設定については、全件許可すると決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

今回も該当される委員さんがいらっしゃいます。協議に従って退室をお願いします。まず4番委員をお願いします。

(4番委員 退室)

事務局 (議案第2号申請番号4-32について総会資料により説明)

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番です。4月25日、5番委員、22番委員、事務局職員と審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明ありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の要件を満たしておりますので、適當と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 御意見、御質問がないようですので、調査員の報告どおり適當と決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適當と決定いたします。

(4番委員 入室)

議長 続きまして、13番委員の退室をお願いします。

(13番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号4-63について総会資料により説明)

議長 8番委員、審議結果の報告をお願いします。

8番

8番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。

(なしの声あり)

議長 御質疑等がないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。

(13番委員 入室)

議長 続きまして、12番委員の退室をお願いします。

(12番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号4-202について総会資料により説明)

議長 5番委員、審議結果の報告をお願いします。

5番

5番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。

(なしの声あり)

議長 御質疑等がないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。

(12番委員 入室)

議長 除斥案件が終わりましたので、引き続き総括表に基づいて説明をお願いします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。5番委員、審議結果の報告をお願いします。

5番

5番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようです。それでは、調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得について及び議案第4号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 (議案第5号編入第1項について総会資料により説明)

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。4月26日、7番委員と23番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。地積図は82ページの左側になります。申請地は高尾野町江内JA鹿児島いずみ江内ライスセンターから東へ約70mの所に位置し、露地及びハウスに果樹を作付けされております。畑1筆、原野1筆の計1,841㎡です。先ほど事務局から説明がありましたとおり果樹経営支援対策事業ということで、灌水施設をするということでした。まだハウスと原野に果樹が立っていて、たぶん5年生くらいの木ではないかと思えます。そのための灌水施設を編入し、事業を受けるという御説明でした。調査の結果、今後も農地として有効利用される見込みがあると思われ、農用地区域への編入は適当と判断しました。以上です。

議長 続きまして事務局、編入第2項の説明をお願いします。

事務局 (編入第2項について説明)

4番 4番です。地積図は80ページの右側を御覧ください。申請地は高尾野町江内、荒崎展望公園から北へ約100mの所に位置した所でございます。露地及びハウスに果樹を作付けされて、畑4筆で、3,863㎡でございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり第1項と同じで支援対策事業を使いまして、かなりみかんの木が高齢になっておりますので、これを改植して新しいみかんの木を植えるというような御説明がありました。優良な農地で、現在も果樹を適正に栽培されており、農業経営の改善を図るためには問題ないと判断しました。調査の結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われ農用地区域への編入は適当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第1項について説明)

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。4月26日、3番委員と24番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地の地積図は83ページの右側です。申請地は平和町の出水ゴルフクラブから北へ約700mの所に位置し、現在は山林化しているところです。ここにはワシントンヤシと思われる木が数十本植わっている所でした。申請面積は新たに駐車場として拡張するものとして468㎡であり妥当と思われます。造成については、現在の樹木を撤去し砂利で舗装されるということでした。隣接農地等との境界には、よう壁を設置する予定です。雨水は自然流下ということでした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みはあると思われまますので、農用地用途区分変更の要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以

上です。

事務局 (除外第2項について説明)

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。地積図は83ページの左側です。申請地は出水ゴルフクラブから北へ約300mの所に位置し、現在は植木が植栽がされているということでした。申請面積は、新たに農産加工処理施設を建設する敷地面積として、14,991㎡であり、妥当と思われます。造成については1mほど盛り土をして、隣接農地等との境界には、よう壁を設置する予定です。雨水については、面積が広いことから調整池を作って、それから溢れた分を用水路の方に流せるという計画でした。また、農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われました。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みはあると思われ、農用地用途区分変更の要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

事務局 (除外第3項について説明)

議長 3番委員お願いします。

3番 3番です。地積図は84ページを御覧ください。申請地は、高尾野町唐笠木、紫尾神社から南西へ100mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は、貸家2棟を建築する敷地面積として、隣接する農地を含め870㎡であり妥当であると思われ、造成については、1m程度盛り土をして利用し、隣接農地等との左側の境界には、ブロックを設置してあります。その他の境界にもブロックを設置する予定です。雨水は申請地横の水路を利用されます。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員の報告では編入の第1項、第2項とも適当、除外につきましては、第1項、第2項、第3項はやむを得ないと報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、編入の第1項、第2項とも適当、除外の第1項、第2項、第3項はやむを得ないと決定します。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第6号について総会資料により説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等については、先ほど80ページの4番委員と同じでしたので、詳しくは省略いたします。地積図は86ページになります。申請地は、緑町、出水法務局から北へ350mほどに位置し、不耕作の田でした。申請面積は、集合住宅1棟の敷地面積として、997㎡であり妥当であると思われ、造成につきましては、切土を0.8m程度実施し、隣接農地境界等については、ブロックを設置される予定だそうです。生活雑排水は下水道、

雨水は道路側溝を利用されるそうです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局、調査委員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査委員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第6号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第1項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。地積図は91ページの左側でございます。申請地は、下鯖町、米ノ津東小学校から東へ150mほどに位置し、現在果樹が栽培されている畑でした。申請面積は、宅地分譲地6区画分の面積として2,432㎡であり、妥当と思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接地とは段差があったりするので1m程度緩衝地帯を設け、土留め工事を実施するということでした。雨水については排水管を埋設し道路側溝に繋げて利用されることでした。生活雑排水は下水道ということです。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第2項の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は、上知識町、出水自動車教習所から南東へ150mほどに位置して、不耕作の畑です。申請面積につきましては、一般住宅1棟の敷地面積として、537㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えておりますけれども、土地の形状が長細く使い勝手が悪くなっています。隣接する道路も狭いため等の理由書が添付されております。妥当であると思います。造成については、高さを調整するために0.2m程度の調整を図り、現状のまま利用し、隣接する農地には、ブロック塀を設置する予定だそうです。生活雑排水は、下水道、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第3項の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。地積図は97ページの左側になります。申請地は、上知識町、旭交通から南西へ100mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、集合住宅1棟の敷地面積として、1,320㎡であり妥当であると思います。造成については、現状のまま利用され、隣接境界等につきましては、ブロック塀が設置されておりました。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺農地への影響はないと思います。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第4項の説明をお願いします。

事務局 (第4項について総会資料により説明)

議長 4番委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番です。地積図は92ページの右側をご覧ください。申請地は野田町上名、市役所野田支所から南東へ700mに位置した不耕作の畑でございます。申請面積は、太陽光発電施設を設置する面積として一体利用地を含めて1,240㎡であり、妥当と思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接する農地等の境界については防護柵を設置するということでございます。雨水は自然流下だそうですが地積図を御覧ください。斜線の部分が今回の申請地でございますが、斜線部の横、〇〇番雑種地とありますが、こちらが若干傾斜があるものですから、ここに関しての雨水の機能ですかね、出水市も雨が降りまして自然流下で足りるんですかと立会人の方に御相談しましたら、それについては下方は道路が通ってしまして、〇〇〇番が水田でございまして、そこに土砂が流出しないような対処をしてくださいますと立会人にお話しました。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第5項の説明をお願いします。

事務局 (第5項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。地積図は93ページの左側です。申請地は、下鯖町、米ノ津駅から南へ80mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、資材置場を設置する面積として512㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接地とは数m段差がある所でしたので、緩衝地帯を設け、土留め工事をして利用されるということでした。雨水については排水管を埋設して道路側溝を利用するということでした。ちなみにこの〇〇さんというのは駅前にある酒屋さんでありまして、そのビールケースとか焼酎ケースの資材置き場ということでした。また、農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第6項の説明をお願いします。

事務局 (第6項について総会資料により説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。地積図は93ページの右側になります。申請地は、高尾野町大久保、コメリ高尾野店から西に約100mに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として472㎡であり、妥当であると思われます。以前ここにつきましては住宅を建築したいという計画があったそうですので、ブロックにつきましては既に設置してありました。盛り土につきましては20cmから35cm程度の盛り土を行うそうです、生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第7項の説明をお願いします。

事務局 (第7項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。地積図は94ページの左側を御覧ください。申請地は、中央町、わかすぎ皮膚科東側に位置する水田で、申請面積は、建築条件付き宅地5棟分の面積として2,010㎡であり、妥当であると思われます。造成については、0.5mから1m程度盛り土をして、隣

接地境界には、L型よう壁や土留めブロックを設置し、土砂が流出しないように措置をとるということです。生活雑排水は下水道へ、雨水については敷地上の道路沿いに配水パイプを埋設し、それを利用して隣接する水路へ放出するとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第8項の説明をお願いします。

事務局 (第8項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。地積図は94ページの右側です。申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校から北へ100mほどに位置し、不耕作の畑でした。申請面積は、建築条件付き住宅1棟を建築する面積として552㎡であり500㎡を超えています。事務局から説明があったとおり説明を受けております。造成については、道路に合わせるよう1m程度盛り土をし、隣接農地等との境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は下水道へ、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第9項の説明をお願いします。

事務局 (第9項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。第4-9項については、80ページで農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第2項で説明いたしましたので省略します。調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第10項の説明をお願いします。

事務局 (第10項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。第4-10項については、81ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第3項で説明しましたので省略します。許可相当と判断しました。

議長 事務局第11項の説明をお願いします。

事務局 (第11項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。地積図は96ページの左側を御覧ください。申請地は、高尾野町柴引、千間山自治公民館から南西へ400mほどに位置し、現在不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟の面積として394㎡であり、妥当であると思われます。造成については、0.2m程度盛り土をし、隣接地境界には、土留めブロックを設置し、土砂が流出しないように措置をとるそうです。生活雑排水は下水道へ、雨水については、道路側溝へ放流するとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第12項の説明をお願いします。

事務局 (第12項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。地積図は96ページの右側を御覧ください。申請地は、上鯖淵、東光山公園か

ら東へ約800mに位置し、現在不耕作の田です。既に土砂を積んであり雑草が生えていました。申請面積は、資材置場の面積として1,341㎡であり、妥当と思われます。造成については、申請地の下に沢が流れており基礎は内がけで、その上に土壁を作り、その上にL型よう壁を設置し、土砂が流れないように措置をするということでした。最終的には道路の高さぐらいまで造成するという事です。雨水については、自然流下とのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第4-101項の説明をお願いします。

事務局 (第4-101項について総会資料により説明)

議長 4番委員、調査の報告をお願いします。

4番

4番です。地積図は97ページの左側を御覧ください。申請地は、野田町下名、久留米運送出水支店から東へ約300mの不耕作の畑です。国道沿いでございます。申請面積は、太陽光発電施設を設置する面積として、1,710㎡であり、妥当と思われます。造成については、そのまま利用し、隣接する農地等の境界については防護柵を設置するという事です。雨水は自然流下だそうです。また第4-101項で地上権ということで、21年間地上権を設定するという事で、21年間過ぎたら譲渡人へまた戻すという事で設定されるそうです。太陽光パネルが20年がリミットということで、21年間は造成と設置ということで、21年間の地上権を設定ということになります。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第4-102項の説明をお願いします。

事務局 (第4-102項について総会資料により説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番

5番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地は、美原町、朝熊農村公園から東へ約150mに位置し、不耕作の畑です。地積図は97ページの右側の斜線部の所です。調査時は草が高く茂っていました。申請面積は、太陽光発電施設を設置する面積として、1,719㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現在茂っている草を除き、隣接する農地等の境界にはフェンスを設置する予定です。先ほど4番委員からも報告があったように21年目には太陽光パネルを撤去し、申請地を更地にして返すそうです。また、地積図のとおり申請地のすぐ隣は宅地で家がありますが、250枚弱の太陽光パネルを設置しても近隣の住宅等へ太陽光パネルからの照り返しはないそうです。雨水は自然流下です。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ございませんか、ないようです。調査員の報告では第4-1項から12項までと地上権設定が2件、全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 続きます、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第8号第4-1項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。地積図は99ページの左側でございます。申請地は、米ノ津東小学校から東へ150mほどに位置し、資料87ページの農地法第5条の第4-1項で説明した農地の一角に既に住宅が建っているという所でした。地積図の申請地と書いてある角の所に1軒宅地が建っておりまして、現場の状況から見て既に申請どおりの年月は経過していると思われる状況でした。農地への復元は困難な状態と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きます、事務局第2項の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 4番委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番です。地積図は99ページの右側を御覧ください。申請地は、野田町上名、受口自治公民館から南へ150mほどに位置した不耕作の畑でございました。現在は竹や木が生い茂っている状態でございます。面積にしても53㎡ということでございます。現場の状況を見て申請どおりの年月は経過していると思われまして。農地への復元は困難と判断いたしました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きます、事務局第3項の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。申請地は、野田女子高校から西へ200mほどに位置し、既に住宅1棟が建っていました。残地は菜園畑か庭として管理がなされているようでした。現場の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態と思いました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きます、事務局第4項の説明をお願いします。

事務局 (第4項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。地積図は100ページの右側を御覧ください。申請地は、高牟礼自治公民館から北へ700mほどに位置し、周囲は山林に囲まれており、現地へは直接行けないような状況になっている所です。現場の状況を航空写真から見たところ、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では、全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第8号非農地判断につきましては、全件承認と決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農業委員会事務局職員配置図について(事務局説明 省略)

○農業関係の各種補助事業について(事務局説明 省略)

○農業委員会及び各委員の最適化活動に係る目標設定について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第9回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印